

神奈川県立かながわアートホール
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和6年5月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
○久野 敦子	公益財団法人セゾン文化財団常務理事	文化政策（学識経験者）
種子島 幸	株式会社テレビ神奈川編成部長	マスコミ（行政識見者）
藏本 隆	公認会計士、税理士	財務審査（経理識見者）
◎草加 叔也	有限会社空間創造研究所取締役	ホール運営（事業精通者）
高橋 由紀恵	社会保険労務士	労務関係（労務管理識見者）
福地 玲子	ダンスインターナショナル代表	利用者（施設利用者）

2 スケジュール

令和5年10月16日	第1回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準（案）の意見聴取）		
令和6年1月22日	募集要項配布		
令和6年1月22日	質問の受付		
令和6年2月9日	現地説明会	参加団体	1団体
令和6年3月1日	募集受付終了	応募団体	1団体
令和6年4月10日	第2回委員会開催（申請書類の評価点等を協議）		

3 評価の実施方法

（1）会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については、非公開とし、面接については公開として開催した。

（2）書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、文化課において神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行うとともに、第2回委員会にてプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行った。

（3）外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各委員の協議により委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
Ⅰ サービスの向上（55）	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	・条例第5条第1号 住民の平等利用が確保されること ・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること ・条例第5条第7号（規則第3条第2項）県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としてのかながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書Ⅰ-1
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	・清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針	5	・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること ・条例第5条第7号（規則第3条第1号）必要な人材を確保することが認められること	事業計画書Ⅰ-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政と一体的な取組方針等 ・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	25	条例第5条第7号（規則第3条第2号）県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書Ⅰ-2(1)

		利用者への対応、利用料金	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障がい者等への配慮（手話言語条例への対応等） ・利用料金の設定、減免の考え方	10		事業計画書Ⅰ-3(2)
	(4) 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書Ⅰ-4
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携、地元企業への業務委託等	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第5条第7号(規則第3条第2号) 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書Ⅰ-5
Ⅱ 管理経費の節減等(20)	(6) 節減努力等※1	節減努力等	（県が指定管理者に指定管理料を支払う施設） 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） ×20 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書Ⅱ-6

Ⅲ 団体の業務遂行能力(25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第5条第4号 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること	事業計画書Ⅲ-7
	(8) 財政的な能力	財政的な能力	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書Ⅲ-8
	(9) コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。）	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書Ⅲ-9(1)
		環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			事業計画書Ⅲ-9(2)
		障がい者等への配慮	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応			事業計画書Ⅲ-9(3)
		社会貢献活動等	・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組			事業計画書Ⅲ-9(4)

	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書Ⅲ-10
	(11) これまでの実績	これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定管理者の指定取消しの有無	5	・条例第5条第4号 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること ・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書Ⅲ-11

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ（横浜市）	48	20	22	90

6 提案概要及び評価の内容

提案者	神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ
-----	---------------------

(1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

【指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針】

○管理運営の理念

誰もが文化芸術を観て、楽しみ、自ら学んで、発信する拠点となることで、アートホールを次世代につなぎ持続可能で県民の誇れる施設となる

○管理運営方針

- ① 優れた文化芸術の発信と醸成に資する事業の開催
- ② 次世代に向けた文化芸術活動の振興を目的とした事業の開催
- ③ 地域の文化芸術活動の核となる施設となり、地域の活性化に貢献
- ④ 共生社会の実現に向けて様々な事業の開催や取組の実施
- ⑤ 安全・安心・快適性の追求
- ⑥ 効率的・効果的な管理運営の実施
- ⑦ 持続可能な施設となるための様々な取組

【施設の維持管理】

- 施設管理・舞台設備担当者は、年間の保守点検業務表を作成し維持管理業務を指揮する。
- 特別な資格や技術を要する法定点検、日常点検等は、外部の専門業者に委託する。
- 施設の維持管理については専門的な視点で相談やアドバイスをを行う事業者にも再委託する。
- 委託業務では、県が定める維持管理及び運営等に関する業務の基準に基づいた各維持管理業務を実施する。明確に業務内容を指示するとともに、業務点検には、スタッフが立ち会って状況を確認し、また再委託先に報告を求める。

【利用促進のための取組】

- より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針
 - ①施設の特性を活かした事業の開催
 - ②吹奏楽のメッカとしての利用促進
 - ③様々な広報、宣伝媒体の活用
 - ④地域とのつながりづくり
 - ⑤利用率の維持・向上についての工夫
- 具体的な事業の開催
 - ①優れた文化芸術の発信による来館するきっかけづくりや優れた文化芸術を醸成する事業の開催

事業名	主な対象者	内容と特徴
カジュアルコンサート	全年齢層	音楽に親しむきっかけとなり、当施設が地域の文化芸術振興の担い手となることを目的とし、開館以来続けている神奈川フィルのコンサートを開催。

楽団員コンサートシリーズ	全年齢層	インターネットによる生配信専用光回線を常設した令和3年度から開始した事業で、神奈川フィルの楽団員がオーケストラ活動とは別に主催する演奏会に対し、生配信を条件にホールの空き枠を提供。
②次世代に向けた文化芸術活動の振興を目的とした事業の開催		
事業名	主な対象者	内容と特徴
ジュニアオーケストラ	青少年 一般	小学4年から高校3年を対象にしたオーケストラ体験事業で、オーケストラのすべての楽器を対象とし、神奈川フィルの楽団員が講師となり演奏を指導。6回の練習の後、修了コンサートを開催し、一般観客を無料招待。
音楽たまたま箱	小学生	小学生を対象に生まれて初めての「ホールコンサート」を体験してもらい、その感動を記憶に刻む事業。
③地域の文化芸術活動の核となる施設となり、地域を活性化する事業の開催		
事業名	主な対象者	内容と特徴
野外コンサート	地域の住民	春、秋5日開催し、当施設を練習場とする団体が主に出演するコンサート。
みんなのパークフェス 吹奏楽ウィーク	地域の住民 (ファミリー)	保土ケ谷公園と協働・共催する「みんなのパークフェス」について、当施設では「吹奏楽ウィーク」を実施し、当施設を練習場として利用する吹奏楽団、近隣中学・高校の吹奏楽部が出演。入退場を自由とし、観客の滞留性を高める。
④共生社会の実現を図る事業の開催		
事業名	主な対象者	内容と特徴
赤ちゃんありがとうコンサート	ファミリー	地元の子育て支援NPOと協働し、「生まれてくれてありがとう、産んでくれてありがとう」をコンセプトに、乳児を育てる「ママ」「パパ」をメインターゲットにコンサートを楽しんでいただく子育て支援事業。
楽絵ん祭（がくえんさい）	ファミリー 障がい児・者	軽度から重度の障がい児を持つファミリーをメインターゲットにした、手品、紙芝居、音楽などで楽しんでいただく事業を地元の障がい児を持つ親の会、支援団体、NPO法人の協力を得て実施。
【事故防止等安全管理】 ○安全管理方針 ①人命を尊重し、法令・規則を遵守します。 ②施設の予防保守や点検に努め、事故防止に努めます。 ③マニュアルを作成し、適切な職員教育を行います。 ④内部管理を徹底します。 ⑤保土ケ谷公園内の各施設と連携して取り組みます。		
【地域と連携した魅力ある施設づくり】		

○地域の人材や企業の活用

- ・職員の欠員などで人材を採用する場合、地元のハローワーク等を利用し、原則として当施設に近い地元採用を優先。
- ・業務の委託を依頼する場合や資材を調達する場合は、地元企業の育成や受注機会の拡大を図るために地元企業を最優先。

○地域や地域教育機関との連携体制

- ・市民活動グループや県立保土ケ谷公園と連携したイベントを開催する。
- ・「吹奏楽ウィーク」には近隣の中学校・高等学校の吹奏楽部に出演してもらう。

(管理経費の節減等について)

【節減努力等】

単位：千円

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	5年間総額
県積算額	128,082	128,082	128,082	128,082	128,082	640,410
提案額	124,000	125,000	126,000	127,000	128,000	630,000
差額	4,082	3,082	2,082	1,082	82	10,410

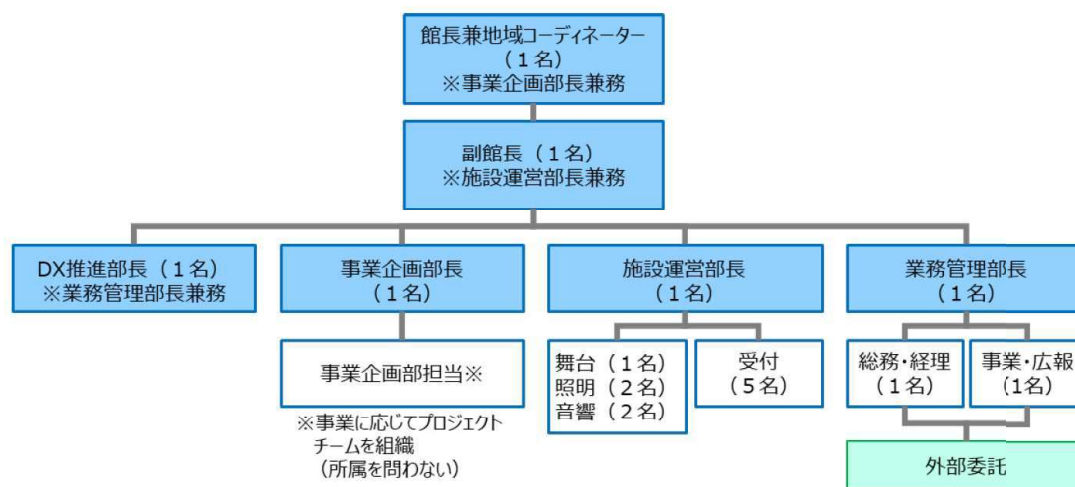
(団体の業務遂行能力について)

【人的な能力、執行体制】

○運営組織の構成と考え方

- ・「当施設の利用者に対してサービスを提供する接客業である」との認識を基本とし、職員の採用、教育から日常の運営業務まで一貫してホスピタリティを重要視し、顧客満足を生み出し、高めていく。
- ・利用者の立場に立って、確かな運営と技術でサービスを提供するための管理、教育体制を整え実施する。
- ・神奈川フィルと横浜アーティストの共同運営体制を明確にし、その連携を密にしながら一体的な運営を行う中で、当施設に訪れる利用者の方やコンサート、イベントの来館者の皆様とのコミュニケーションを大切にする。

○組織図及び配置人数



【コンプライアンス、社会貢献】

○諸規程の整備及び職員への理解促進

- ・事業運営に必要な諸規程を整備。規程については適切に職員に周知し、入社時の説明や教育研修により内容の理解を深めている。
- ・社内規程については必要に応じて見直しを行う。
- ・法令や規程の実践を担保するため、法令順守マニュアルや行動指針ハンドブックを職員に配布する。

○CSRについての考え方

- ・社会的な役割を十分に認識した上で事業に臨む
- ・利用者の笑顔と感動を増やす
- ・コンプライアンスを重視し、誠実で公平な行動を意識する
- ・文化芸術の発信により地域社会への貢献をする
- ・職員に対する健康経営を実践し、明るい職場環境を整える

【個人情報保護】

○個人情報管理体制の構築

- ・明確な体制を構築し、個人情報を適切に管理する。
- ・コンプライアンスを徹底し、個人情報の適切な管理を推進するために、神奈川フィルの事務長を個人情報管理責任者として配置する。
- ・個人情報をパソコンで管理するため、ネットワークに精通した職員をコンピューター運営担当者に任命し、グループ全体の情報システムの監視・指導を行う。
- ・館長が個人情報保護責任者となり、全職員が個人情報保護を遵守できるように指導・監督し、情報管理体制の水準向上に努める。
- ・個人情報保護が適切に運用されているかを確認するために、個人情報管理責任者による毎月の業務チェックを行う。

【これまでの実績】

○利用者満足度の推移

令和4年第1回	令和4年第2回	令和5年第1回	令和5年第2回
100%	99.3%	100%	98.9%

○横浜アーチストの管理運営実績

発注者	施設名	最大席数	管理内容	管理期間
神奈川県	神奈川県立かながわアートホール	300席 ホール	管理運営	平成4年 ～現在
公益財団法人 横浜市体育協会	横浜文化体育館	5,000席 アリーナ	舞台関係 業務委託	平成12年 ～令和3年
公益財団法人 横浜市芸術文化 振興財団	横浜にぎわい座	391席 ホール	舞台関係 業務委託	平成14年 ～現在
株式会社 横浜国際平和会 議場	パシフィコ横浜 国立大ホール	5,002席 ホール	舞台・運営 業務委託	平成18年 ～現在

	公益財団法人 横浜市芸術文化 振興財団	横浜美術館	240席 ホール	舞台関係 業務委託	平成29年 ～現在	
	公益財団法人 横浜市体育協会	横浜武道館	3,000席 多目的ア リーナ	舞台関係 業務委託	令和3年 ～現在	

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果						委員会 としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	・ 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・ 業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	4	5	4	5	5	5	5
	施設及び設備の維持管理に関する業務	・ 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5	5	4	4	5	5	5	5
	利用促進のための取組	・ より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・ より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・ かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政と一体的な取組方針等 ・ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	25	20	20	20	15	25	25	20
	利用者への対応、利用料金	・ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・ 障がい者等への配慮（手話言語条例への対応等） ・ 利用料金の設定、減免の考え方	10	10	10	6	10	10	10	10
	事故防止等安全管理	・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・ 急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職	5	5	3	4	5	4	5	4

		員研修等)									
	地 域 と の 連 携、地元企業 への業務委託 等	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	4	5	4	3	4	5	4	
管 理 経 費 の 節 減 等	節減努力等※1	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 ―― 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） ×20 注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20							20	
団 体 の 業 務 遂 行 能 力	人的な能力、 執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	5	4	3	4	5	5	4	
	財政的な能力	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	5	3	4	4	4	5	4	
	諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件	5	5	3	3	4	4	5	4	

	審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。)								
環境への配慮	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況								
障がい者等への配慮	・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会貢献活動等	・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組								
事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	5	3	5	5	5	5	5
これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計		100							90

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

(3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。

評価できる点としては、次のようなものがあつた。

- 県の施策への理解が徹底されている。
- 施設の維持管理についてマニュアル化がなされている。安心して利用できる。
- 地域との連携について、コーディネーターがうまく機能している。
- 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団の財務状況は、想定していた以上に良い状態。
- 株式会社横浜アーチストは、アートホールを運営するインフラとしてはかなり機動力のある組織。

今後の期待・要望としては、次のようなものがあつた。

- 各業務に経験や知識のある方を備えているのは分かったが、次世代の育成を具体的に

どのようにするのが課題である。

- DX化を謳うのであればアクセシビリティが良くなるような方法を検討されたい。

7 議事概要（主要論点）

(1) 申請団体の評点

- ・ 外部評価委員会としての評価点は、各委員による仮採点結果に基づき、6 (2) 外部評価委員会の採点結果記載のとおり決定とすることで異議なし。

(2) 講評等

<サービスの向上>

- 県民ホールやK A A Tなどよりも施設規模が小さいので、どこまでをターゲットに事業を行うのかがなかなか難しいが、全県に施設の存在をアピールするような取組をしていただきたい。

<管理経費の節減>

- 保守契約の業務のほとんどが随意契約になっており、会計基準に準じ、専門性が極めて高い業務であるという理由は成り立つが、もう少し競争入札や見積り合せの努力があってよいのではないか。

<団体の業務遂行能力>

- 令和8年7月には障害者の法定雇用率が2.7%となるため、そちらを見据えて雇用率を上げていただきたい。

<総括>

- 神奈川フィルの利用を優先させるのがどの程度まで許されるかという議論がある。
- 今以上に県民のオーケストラとしての理解が県民に浸透すれば、さらに認知されるようになると思うので、尚一層の努力をお願いしたい。